

○開発行為を伴う国有林野事業の実施上の留意 事項について

〔昭和49年11月25日 49-673
林野庁業務部長より各営林局長あて〕

開発行為を伴う国有林野事業の実施上の取り扱いについては、既に「開発行為を伴う国有林野事業の実施上の取り扱いについて（昭和49年10月31日付け49林野計第483号林野庁長官通達）」をもって基本的な考え方を通達したところであるが、林道、製品生産、造林等の各事業の実施に当たっては、上記通達によるほか、特に下記事項に留意の上遺憾のないようにされたい。

記

1 林道事業

- (1) 林道の開設計画に当たっては、開設に係る森林の区域及び周辺の森林について、各種法令に基づく行為の規制及び施業要件を遵守するほか、森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能、水源のかん養の機能及び環境の保全の機能を阻害することのないよう十分配慮の上計画を策定するものとする。
- (2) 林道の調査設計に当たっては、特に次の点に留意するものとする。
 - ア 路線の選定に当たっては、経過地となる斜面、沢、峠等について、地形、地質、林況、その他立地条件を十分調査検討し、崖錐、扇状地、地すべり地、崩壊地、断層、破碎帯等林地の保全上特に留意すべき箇所は極力避けるものとする。
 - イ 路線の線形の選定に当たっては、ヘアピンの重複線形等は、林地の保全上の観点から極力避けるものとする。
 - ウ 設計に当たっては、開発面積及び土工量を極力少なくするとともに、残土処理について十分な配慮を払う等工種工法の合理的な選択に努めるものとする。

また、既往の災害時における出水・土砂の流出状況等を勘案し、設計上これに対応し得る適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 工事の施工に当たっては、施工者に本通達の趣旨を十分指導徹底し、その適正な実施に努めるものとする。

2 その他の事業

- (1) 作業道の作設に当たっては、1に準じて林地の保全に十分留意するものとする。

また、作業道としての用途が終了した跡地については、速やかに林地に復旧する等適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 環境緑化樹木生産事業における山取り木の採取に当たっては、各種法令等による行為の規制及び施業要件を遵守するほか、地形、地質、林況その他立地条件を十分調査検討し、対象他の適切な選定、採取跡地の埋めもどし等林地の保全に支障をき

たさないよう十分留意するものとする。

また、緑地用立木処分及び根回し処分に当たっては、当該買受人に本通達の趣旨を十分指導徹底し、その適正な実施に努めるものとする。

(3) 階段造林その他土地の形質の変更を伴う事業を実施するに当たっては、(1)及び(2)に準じて適切な措置を講ずるものとする。

(4) 立木の販売に当たっては、当該買受人が行う作業道の作設、伐採搬出等事業実行過程での指導監督において本通達の趣旨の徹底を図り、その適正な実施に努めるものとする。

3 1及び2の事業を実施した場合には、対象地における事業の実施状況の確認を励行し、必要に応じて整備を行う等、これらの行為に起因する土砂の流出、崩壊等が生ずることのないよう万全を期するものとする。